特定非営利活動法人　日本タバコフリー学会　定款

第１章　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人日本タバコフリー学会という。英文名を Tobacco-Free　Advocacy Japan，TFAJ と表記する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

（目的）

第３条　この法人は、基本的人権である生存や健康を脅かすタバコのない（タバコフリー）社会の実現を目指すため、依存症・疾病・早世の最大の原因で、暴力・虐待・貧困・不幸及び環境破壊とも密接に関連するタバコを保護している「たばこ事業法」を撤廃し、最終的には「タバコ禁止法」の制定を目指し、国内の法や環境整備のための調査・研究・啓発を行う。さらに、タバコの規制に関する世界保健機関（WHO）条約（FCTC）の精神に則り、国内外の同志・団体と協力し、グローバルな活動も行い、もって人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）社会教育の推進を図る活動

（３）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（４）環境の保全を図る活動

（５）地域安全活動

（６）人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（７）国際協力の活動

（８）子どもの健全育成を図る活動

（９）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

⑴ 学術大会の開催、講演会、研究会、イベント及び研修会の開催又はそれらの講師若しくは委員の派遣

⑵ タバコフリー社会実現のための社会的な環境の整備を行う事業

⑶ タバコに関連する情報提供及び政策提言

⑷ 検定及び認定事業

⑸ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　会　　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

上の社員とする。

(1)正会員　この法人の目的に賛同して入会し、その運営に関わる個人

(2)一般会員　この法人の目的に賛同して入会し、その活動に関わる個人

(3)賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第7条　会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。代表理事は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき

（2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

（3）継続して2年以上、会費を滞納したとき

（4）除名されたとき

(退会)

第10条　会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条　会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章　役　　員

(種別及び定数)

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　　3人以上20人以内

(2) 監事　　1人以上2人以内

2　理事のうち1人を代表理事とし、2人以内を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条　理事及び監事は、正会員の中から理事会で推挙し、総会において選任する。

2　代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第 15 条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。代表理事以外の理事は、法人業務についてこの法人を代表しない。

2　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(6) 必要があると認められる場合に、理事会の招集を請求すること。

（任期）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。

2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3　前２項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員は、報酬を受けることができない。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第４章　総　　会

（種別）

第 20 条　この法人の総会は、通常総会と臨時総会の２種とする。

（構成）

第 21 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。

⑴　定款の変更
⑵　解散
⑶　合併
⑷　事業報告及び活動決算
⑸　役員の選任又は解任
⑹　その他この定款に定める事業及び法人の運営に関する重要事項

（開催）

第23条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

⑴　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

⑵　正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法によって開催の請求があったとき。

⑶　監事が第15条第４項第４号の規定により招集したとき。

（招集）

第24条　総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

２　代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条　総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

２　前項の規定にかかわらず、第23条第2項第2号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員の中から議長を選出する。

（定足数）

第26条　総会は、正会員の3分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

２　総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

３　理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の 総会の決議があったものと見なす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第 29 条　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

⑴　日時及び場所

⑵　正会員の現在数

⑶　出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

⑷　審議事項及び議決事項

⑸　議事の経過の概要及びその結果

⑹　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人２名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）総会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　理事会

（構成）

第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 31 条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

⑴　総会に付議するべき事項

⑵　総会の議決した事項の執行に関する事項

⑶　事業計画及び活動予算並びにその変更

⑷　役員の職務及び報酬

⑸　入会金及び会費の額

⑹　義務の負担及び権利の放棄

⑺　事務局の組織及び運営

⑻　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第 32 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

⑴　代表理事が必要と認めたとき。

⑵　理事総数の３分の１以上の理事から会議の目的を記載した書面、又は電磁的方法によって開催の請求があったとき。

⑶　代表理事は、理事総数の３分の２以上の承認を得て、電磁的方法による理事会を開催することができる。

(4)　監事が第15条第4項第6号の規定により招集の請求をしたとき。

(招集)

第33条　理事会は代表理事が招集する。

2　代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第35条　理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決等)

第36条　理事会の議決事項は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第35条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条　理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）

(3)　審議事項及び議決事項

(4)　議事の経過の概要及びその結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章　資産、会計及び事業計画

(資産)

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　財産目録に記載された財産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄附金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の管理）
第40条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。
（会計の原則）
第41条　この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（経費の支弁）
第42条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。
（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
（予備費の設定及び使用）
第44条　前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第45条　第43条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（事業報告及び決算）
第46条　代表理事は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（事業年度）
第47条　この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第7章　事務局

（設置）
第48条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2　事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
3　事務局の職員は、代表理事が任免する。
（書類及び帳簿の備置き）
第49条　事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
(1)　会員名簿及び会員の異動に関する書類
(2)　収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第50条　この定款の変更は、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（1）目的
（2）名称
（3）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（4）主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
（5）社員の資格の得喪に関する事項
（6）役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
（7）会議に関する事項
（8）その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（9）解散に関する事項(残余財産の帰属すべきものに関する事項に限る)
（１０）定款の変更に関する事項

(解散)

第51条　この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　総会の決議により解散する場合は、正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第52条　解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第9章　雑　　則

(公告)

第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに記載して行なう。

(委任)

第54条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附　　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立時の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

（1）正会員　　入会金　0円　年会費　１０，０００円
（2）一般会員　　入会金　0円　年会費　　５，０００円
（3）賛助会員　　年会費　一口　　１０，０００円

3　この法人の設立当初の役員は、第14条第１項及び第２項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、平成24年10月31日までとする。

（1）代表理事　　氏　名　　薗　　潤
（2）副代表理事　　氏　名　　金　子　昌　弘

（3）理事　　氏 名　薗 はじめ
　　氏 名　武 本 文 郎
　　氏 名　戸 田 紘 子
　　氏 名　豊 田 茂 樹
　　氏 名　中 川 秀 和
　　氏 名　松 岡　 宏
（4）監　事　氏 名　國 見 祐 治

4　この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　この法人の設立初年度の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 7 月 31 日までとする。